「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に

関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」概要

１　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

・　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い，住民基本台帳ネットワークシステムにおいて，「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有することを予定している。

・　番号法第２７条の規定に基づき，特定個人情報ファイルを保有する前には，特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより，特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公示し，広く意見を求めるものとされており，本府において作成した「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について府民意見を募集した。

・特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年四月十八日特定個人情報保護委員会規則第一号）第７条第４項においては、府民意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする、とされている。

２　特定個人情報保護評価の位置づけと目的

・　番号法による番号制度は，国民の利便性の向上，行政運営の効率化などを目指し，導入される制度であるが，番号制度導入により，個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられる。

そこで，これらの懸念を踏まえ，国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために，特定個人情報ファイルが取り扱われる前に，個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し，かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう，特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施するものである。

なお，当該評価は，諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものである。

３評価書名

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　全項目評価書（案）

４評価書の概要

Ⅰ基本情報

（１）事務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

1. 事務の内容
   1. 府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知
   2. 大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供
   3. 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
   4. 大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う本人確認情報照会要求の仲介
   5. 大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示
   6. 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理

Ⅱ特定個人情報ファイルの概要

（１）特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

（２）対象となる本人の数

１，０００万人以上

（３）対象となる本人の範囲

大阪府内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第５条に基づき、住民基本台帳に記録された住民

（４）記録される項目

個人番号、４情報（氏名，性別，生年月日，住所）、住民票関係情報

（５）保有開始日

平成２７年６月予定

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（１）特定個人情報の入手

入手手段は市町村から住民基本台帳ネットワークシステムを通じて大阪府サーバに通知する方法に限定されている。

（２）特定個人情報の使用

生体認証により特定個人情報ファイルへのアクセス権限のない職員によって不正に使用されることがないようリスク対策をしている。

（３）特定個人情報の提供・移転

特定個人情報の提供・移転は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて行っており、提供・移転に係る処理を行った際、記録をシステム上で管理し保存している。

（４）特定個人情報の保管・消去

物理的対策として、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。技術的対策として、ファイアーウォールの導入、専用回線の利用、データの暗号化、サーバ間の相互認証、定期的なウィルスパターンファイルの更新等の対策を講じている。

本人確認情報は住民基本台帳法施行令第３０条の６に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。

Ⅳその他のリスク対策

（１）自己点検・監査

　年１回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検。

地方自治法第199条第５項の規定に基づく、外部監査法人を利用したシステム監査。

（２）従業者に対する教育・啓発

操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。

Ⅴ開示請求，問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター）

大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館１階　06-6944-6066

総務部市町村課行政グループ

大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館５階　06-6944-9109

Ⅵ評価実施手続

基礎項目評価において，しきい値判断の結果，基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。